

○小川町在宅重度心身障害者手当支給条例

昭和54年9月22日

条例第22号

改正 昭和56年3月16日条例第5号

昭和56年12月16日条例第15号

昭和61年3月14日条例第1号

平成11年3月18日条例第8号

平成12年3月21日条例第14号

平成17年9月16日条例第21号

平成19年3月8日条例第5号

平成21年9月11日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、在宅で生活する重度心身障害者に在宅重度心身障害者手当(以下「手当」という。)を支給することにより、これらの者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例に定める手当の支給対象となる者は、小川町に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (2) 療育手帳制度(埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号))による療育手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が(A)若しくはAに該当するもの又は他の地方公共団体の長からこれらの障害の程度に相当する療育手帳の交付を受けているもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級に該当するもの
- (4) 障害の程度が最重度又は重度であると児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が判定した者
- (5) 前各号に掲げる者に相当すると町長が認めたもの
- (6) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあると町長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、65歳以上の者は支給対象としない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 平成21年12月31日以前又は65歳に達する日の前日において、前項第1号、第2号、第4号又は第5号の規定に該当し、引き続き当該規定に該当するとき。

(2) 前項第3号に該当する者として、65歳に達する日の前日以降継続して受給資格の認定を受けているとき。

(受給資格等)

第3条 小川町に住所を有し、前条に該当する者は、この条例の定めるところにより手当を受けすることができる。

2 手当を受けようとする者は、規則で定める申請書を町長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 町長は、前項の認定をしたときは、規則で定める通知書により、当該申請者にその結果を通知しなければならない。

(受給資格の喪失)

第4条 前条の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、手当の受給資格を失う。

(1) 小川町に住所を有しなくなったとき

(2) 第2条の規定に該当しなくなったとき

(3) 死亡したとき

2 受給者は、前項第1号及び第2号に該当することになったときは、すみやかに規則で定める届書を町長に提出しなければならない。

(現況の届出)

第5条 受給者は、町長に対し毎年所得に係る現況を届け出なければならない。ただし、受給者の同意により所得に係る現況が確認できる場合はこの限りではない。

(手当の額等)

第6条 手当の額は、障害者1人につき月額5,000円とする。

2 1人の障害者が第2条の各号ともに該当する重複障害の場合においては、どちらか一方を認定し、手当を重複して支給することはできない。

(支給の期間)

第7条 手当の支給は、申請の日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から受給資格を失った日の属する月までとする。

（支給制限）

第8条 手当は、次の各号のいずれかに該当する受給者には支給しない。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第26条の2第1号若しくは第2号に規定する施設又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条第9号に規定する施設に収容されている者
- (2) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者。ただし、超重症心身障害児（肢体不自由に係る障害の程度が身体障害者手帳1級若しくは2級に該当する20歳未満の者であって、療育手帳の等級が(A)若しくはAに該当するもの又は障害の程度について児童相談所の長若しくは知的障害者更生相談所の長が最重度若しくは重度と判定したもののうち、人工呼吸器を使用する等医療的介護が必要となる者で、町長が別に定めるもの）を除く。
- (3) 次に掲げる区分の受給者の所得により、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による町民税が課税されている者

ア 1月分から7月分までの手当にあつては、前々年の所得

イ 8月分から12月分までの手当にあつては、前年の所得

2 町長は、受給者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

（不正利得の返還）

第9条 偽り、その他不正の手段により、手当の支給を受けた者があるときは、町長は、受給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

（受診命令）

第10条 町長は、必要があると認めるときは、受給者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。
- 2 在宅重度心身障害児手当支給条例（昭和47年条例第23号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定による受給者は、その氏名を障害者本人に改めることにより、この条例の規定による受給者とみなす。

附 則（昭和56年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年1月1日から適用する。

附 則（昭和56年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第1号）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行日において現に改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「旧法」という。）第17条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であって、旧法第19条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているもののうち、手当の支給要件に該当している者が昭和61年4月30日までに第3条第2項の申請書を提出し、受給資格の認定を受けた場合には、第6条の規定にかかわらず、同月から手当を支給する。

附 則（平成11年条例第8号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第14号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第8条の改正規定は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の小川町在宅重度心身障害者手当支給条例の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成21年条例第25号）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 改正後の小川町在宅重度心身障害者手当支給条例の規定は、平成22年1月分以後の手当の支給について適用し、平成21年12月分までの手当の支給については、なお従前の例による。

